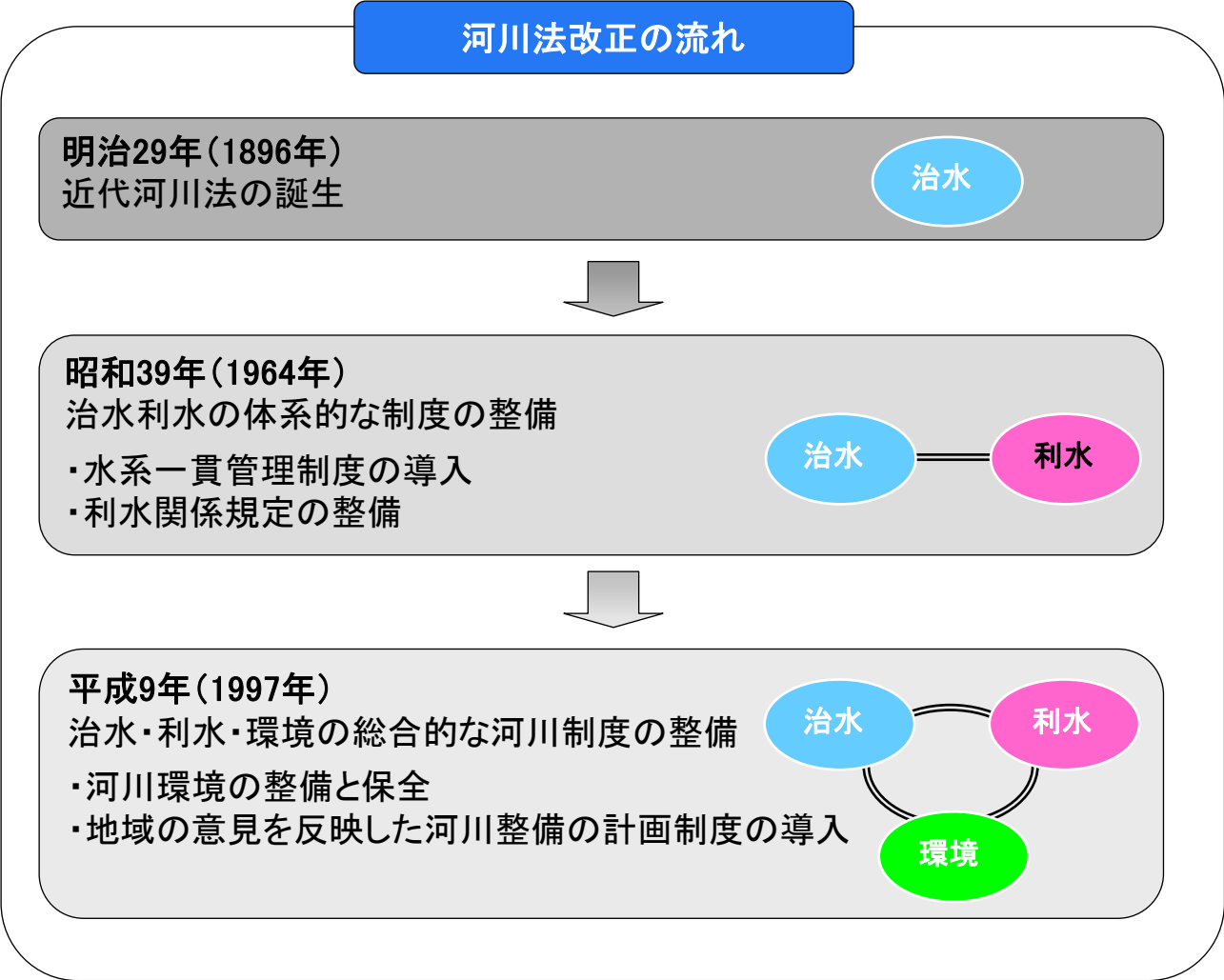
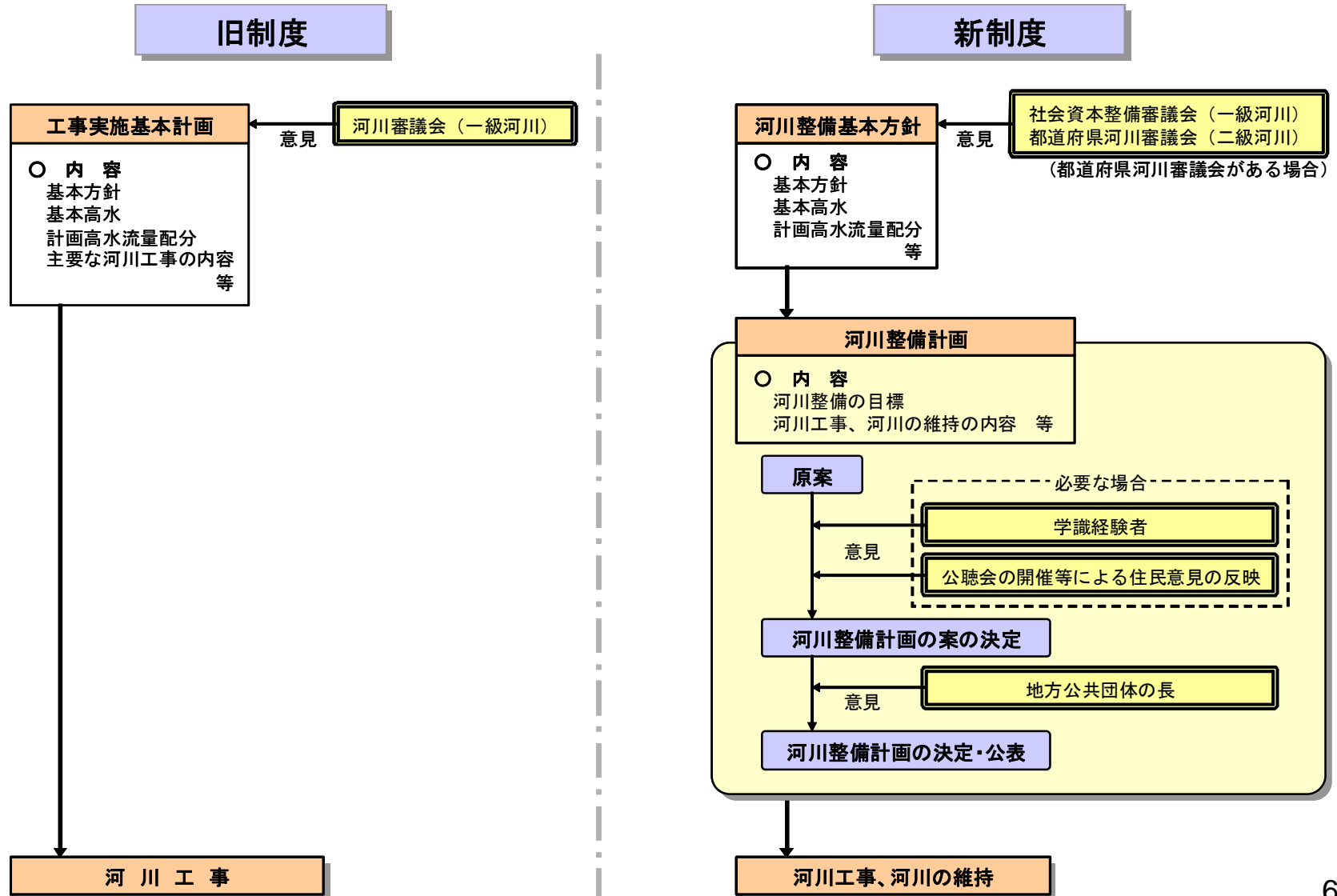


北川流域委員会設立準備会の設立趣旨



新しい河川整備の計画・制度



■河川整備基本方針(長期的な基本計画)について

河川法第16条

「河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他該当河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」

◇河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 河川の環境の整備と保全

◇河川の整備の基本となるべき事項

- 基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- 主要な地点の計画高水流量
- 主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
- 主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

- 1)基本高水:洪水防御計画の基本となる洪水で、ダム等の人工的な貯留施設による調整を受けず、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出る洪水
- 2)計画高水:基本高水が各種の貯留施設により洪水調節された後に、河川に流れ出る洪水
- 3)計画高水位:河川改修後において計画高水流量を安全に流下させうる水位

■ 河川整備計画(20~30年の具体的・段階的な計画)について

河川法第16条の2

「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。」

◇河川整備の目標

- 河川整備計画の対象区間、対象期間
- 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- 河川環境の整備と保全に関する目標

◇河川整備の実施に関する事項

- 河川工事の目的、種類及び施行の場所
- 当該工事による主要な河川管理施設の機能
- 河川の維持の目的、種類、施行の場所

北川流域委員会および設立準備会の目的と役割

◇北川流域委員会の目的と役割

平成9年の河川法改正により、河川管理者は河川整備の長期的な計画の基本となるべき事項（河川整備基本方針）と、今後20～30年間の具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）を定めることになった。

これを受け、近畿地方整備局福井河川国道事務所は、北川および遠敷川の国管理区間を対象に、河川整備基本方針と、今後20～30年間の整備内容を示す「河川整備計画」を策定するため、「北川流域委員会」を設置する予定である。

北川流域委員会は、河川の整備と保全を求める地域の方々の声に耳を傾け、また、北川の特性や地域の風土・文化、北川とのかかわりなどの実情に応じた河川整備を進めるために、学識経験者で構成される会議である。

◇北川流域委員会設立準備会の目的と役割

(1)目的

北川流域委員会設立準備会は、北川流域委員会に先立ち、同委員会の透明性・中立性の確保、構成委員や運営方法等について議論するために設置することを目的とする。

(2)役割

- ①設立準備会の公開方法を決定する。
- ②設立準備会の運営方針を決定する。
- ③北川流域委員会の構成を決定し、委員を選定する。
- ④北川流域委員会の公開方法について提言する。
- ⑤北川流域委員会の運営方針について提言する。
- ⑥近畿地整福井河川国道事務所長の諮問を受け、審議結果を答申する。

■北川流域委員会設立準備会の役割(案)

